

教育旅行民泊の受入における基本的な感染予防策の手引きⅡ

～「屋内の施設・会場を使用する場合」の基本的な感染予防策の要点整理～

令和3年2月5日

(一財) 都市農山漁村交流活性化機構

【想定される屋内の施設・会場の使用方法】

□集合・解散の会場、入浴（入浴施設の利用時）、団体行動（大人数）による食事・体験・見学等

【想定される感染リスク】

□咳やくしゃみ、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うこと等による「飛沫感染」

□人が接触した箇所を触ることによる「接触感染」

□室内（閉鎖空間）での「三つの密」の発生による「マイクロ飛沫感染」等

1. 「屋内の施設・会場」の事前確認

「屋内の施設・会場」で「基本的な感染予防策」を図れるか、「三つの密」を回避できるか事前に確認する。

□「人と人との距離」の確認

□「できるだけ2m（最低1m）」の距離を維持できる席・並び方、一度に収容できる人数等

□「施設・会場の換気具合」の確認

□風の流れを作る「2方向の窓や戸」の位置・個数・窓や戸の全開（開閉具合）、換気設備の有効性等

□換気の回数は「毎時2回以上（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）」を行うこと

※「窓がない施設」の場合で使用可能な換気設備

法令に基づく「感染症防止のために合理的な換気量を保つ換気設備（業務用エアコン）」

□「手指消毒の実施方法」の確認

□「手洗い場」の位置、「石鹸」の配置状況、「アルコール消毒液」の配置、一度に利用可能な人数等

※アルコール消毒液は「70%以上のエタノール(※)」を使用

(※) 60%台のエタノールによる消毒でも一定の有効性があると考えられる報告があり、70%以上のエタノールが入手困難な場合には、60%台のエタノールを使用した消毒も差し支えない。

□「人の接触箇所に対する清拭消毒の実施状況」の確認

□施設管理者による「ドアノブ等の人の接触箇所の清拭消毒」の実施状況等

□「混雑が想定される時期・時間等」の確認

□予約状況、過去の実績を踏まえた予測等の確認

□その他、施設管理者による感染予防策の取組等

※対策例：事前予約、貸切利用、人数制限、検温等

2. 使用する「屋内の施設・会場」の選択

「換気・手指衛生・接触箇所の清拭消毒等の基本的な感染予防策を十分に取り組める施設・会場」を選択する。

前提として、できる限り「屋内の取組」よりも「屋外の取組」を選択すること

「混雑が想定される時期・時間」での使用を回避すること（事前予約、貸切利用、人数制限等）

「人と人との距離を維持できる施設・会場」を選択すること

「人と人との距離を維持できる席の配置」、「一度に収容できる人数」等を検討すること

【「1つの施設・会場」で参加者・同行者を収容できない場合の対策例】

「複数の施設・会場に分散」、「より大きな会場や屋外への変更」、「取組中止」等

3. 「屋内の施設・会場」の使用前の準備

参加者・同行者及び受入関係者等の中に無症状感染者がいる可能性があることを想定して感染予防策を講じる。

「人と人との距離」の確保

「人と人との距離」を維持できる席の配置（できるだけ2m（最低1m）空ける）

できる限り、会話や食事をする際は「真正面の位置を避ける」こと

・対策例：互い違いに座る、「椅子の数や配置の工夫」等

【「どうしても真正面に座る」場合は「人と人との間」に「飛沫を防止する対策」が必要】

例1：パーティションやビニール製のカーテンの設置

注：火災予防のために「飛沫防止用のシート」は「火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近く」に原則設置しないこと

ただし、「これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合」にあつては、「燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防炎製品など）」を使用すること

例2：フェイスシールド、目を保護するゴーグル等の着用

入口・トイレ等で混雑が予想される場合、「動線」、「立ち位置表示」を作成すること

・できるだけ2m（最低1m）の間隔を取ること

「手指衛生」の徹底

「手指消毒用のアルコール消毒液」の配置（入口、施設内の各箇所）

※アルコール消毒液は「70%以上のエタノール（※60%以上でも可）」を使用

注：アルコール消毒液は「引火性」がある→「配置」に気をつけること、「空中噴霧」の禁止

注：「アルコールに過敏な方」は使用を控えること→「石鹸・流水による手洗い」を選択

「手洗い用の石鹸」の配置（手洗い場、トイレ等）

・「ペーパータオル及びビニール製ゴミ袋」または「個人用タオル」の用意

・「使用したペーパータオル等」はビニール製のゴミ袋で縛ってから捨てること（「燃えるゴミ」として）

□「人が接触する箇所の清拭消毒」の実施

- 「0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム」による拭き取り

※「有効な界面活性剤が含まれる家庭用洗剤」であれば消毒に使用できる。
(NITE ウェブサイトで「有効な製品リスト」を公開 (「NITE 洗剤リスト」で検索))

- 「不特定多数が接触する箇所」の清拭消毒
□「使用する器具・貸出物等の接触部位」の清拭消毒

□「三つの密」の回避

- 「同時に大人数」が利用する場合、「三つの密」を回避する取組のリハーサルの実施
・入館時・利用時・退館時等に密にならないような移動・席位置・並び方等の工夫

□「換気」の実施

□「窓開け換気」の場合のリハーサル

- ・「2方向の窓や戸」を「全開」にすることで風の流れることができること
・「窓が1つ」の場合は「入口のドア」を開けて風の流れることができること
※「扇風機や換気扇を併用すること」で換気の効果を上向きできる。
・換気回数は「毎時2回以上 (30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する)」行うこと

□「常時の機械換気」の場合のリハーサル

- ・「法令を遵守した空調設備」で「常時」換気すること
※必要に応じ、CO2測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし、「1000ppm以下」を維持することも望ましいこと

注：「通常の家庭用エアコン」には「換気する機能」が無い (空気の循環のみ)

注：「一般的な空気洗浄機」は感染予防の効果不明 (通過する空気量が換気量に比べて少ない)

□毎朝の体温測定・健康チェック (受入関係者及び参加者・同行者、施設関係者)

- 受入関係者及び参加者・同行者、施設関係者による毎朝の体温測定・健康チェックの実施
□感染の疑いがある症状がある者は基本的に入館を断ること
(「感染の疑いがある者を待機させるために入館する場合」は除く)
□入館時の「検温」のための準備

□その他、感染予防策の取組等

- 「分かりやすい感染予防策の案内」の掲示
(例：正しい手洗い方法、トイレの蓋を閉めて汚物を流すこと等)
□「手や口が触れるようなもの (コップ、箸等)」は「適切に洗浄及び消毒」または「使い捨て」にする等

4. 「屋内の施設・会場」の利用者に対する「感染拡大を予防する取組」のお願い

【「感染予防を意識した行動」のお願い】

「自分で感染しないための行動」のお願い

「人に感染させない行動」のお願い

※自分が「無症状感染者である可能性があること」を想定して行動すること

【入館時のお願い】

入館前の「手指衛生」の徹底

「アルコール消毒液による手指消毒」または「石鹸・流水による手洗い」の選択

「手指消毒」の場合

・「アルコール消毒液（70%以上のエタノール（※60%以上でも可）」を使用すること

注：アルコール消毒液は「引火性」がある→「配置」に気をつけること、「空中噴霧」の禁止

注：「アルコールに過敏な方」は使用を控えること→「石鹸・流水による手洗い」を選択

「手洗い」の場合

・「石鹸」で「30秒程度の正しい手洗い」を行い、水で流すこと

・洗った手指は「ペーパータオル」または「個人用タオル」で拭くこと（共用禁止）

・「使用したペーパータオル等」はビニール製のゴミ袋で縛ってから捨てること（「燃えるゴミ」として）

入館前の「検温」の実施

※「毎朝の体温測定・健康チェックの結果を事前に把握していない等の場合」に実施すること

入館前の「健康チェック」の確認

「感染の疑いがある症状がある方」の入館は基本的にお断りすること

「入館をお断りした方」のその後の対応については「参加者・同行者」の責任者・担当者と協議すること

参考：感染の疑いがある症状の目安

「息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状」のいずれかがある場合

「重症化しやすい方（※）」で、「発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状」がある場合

（※）高齢者

糖尿病・心不全・呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方

透析を受けている方

免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

上記以外の方で「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く」場合

・症状が4日以上続く場合は必ず相談すること。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐ相談すること。

・解熱剤を飲み続けなければならない方も同様。

【入館前から退館までのお願い】

「物に触った後」は「手洗いまたは手指消毒」を行う前に「手指で目・鼻・口に触らないこと」

入館前から「マスク」の着用（マスクで「口・鼻」を覆うこと）

「咳エチケット」の徹底

できる限り、「人と人との距離を確保」し、「会話せず」、「ごく短時間」に行うこと

「人と人との距離」を維持して、「移動すること、座ること、並ぶ」こと

（できるだけ2m（最低1m）空ける）

可能な限り、「会話や食事をする際」は「真正面を避けること」、「互い違いに座ること」

【「どうしても真正面に座る必要がある場合」の対策例】

「パーティションや飛沫防止用のシート（ビニール製のカーテン等）」が設置されている場合は「それらを挟む位置で座る」こと

注：火災予防のために「飛沫防止用のシート」は「火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近く」に原則設置しないこと

ただし、「これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合」にあつては、「燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防炎製品など）」を使用すること

「フェイスシールド、目を保護するゴーグル等」を着用すること

「立ち位置表示」を設けている場合はその表示に従って並ぶこと

（できるだけ2m（最低1m）の間隔）

基本的に「大きな声を出すこと」、「歌うこと」、「呼気が激しくなるような運動」を行わないこと

大声にならないように音響機器を利用すること（マイクを通した音声や音声データ等の活用）

「必要のないもの・不特定多数の人が触るもの」には極力触らないこと

「換気」の実施（「こまめな窓開け換気」または「常時の機械換気」）

「窓開け換気」の場合

・換気の回数は「毎時2回以上（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）」行うこと

・「窓がない施設」の場合は「換気設備（業務用エアコン）」による換気を行うこと

注：「勝手に窓や戸」を閉めないこと

「常時の機械換気」の場合

・「法令を遵守した空調設備」で「常時」換気すること

※必要に応じ、CO2測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし、「1000ppm以下」を維持することも望ましいこと

注：「通常の家庭用エアコン」には「換気する機能」が無い（空気の循環のみ）

注：「一般的な空気洗浄機」は感染予防の効果が不明（通過する空気量が換気量に比べて少ない）